

## 平成 14 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、平成 12 年 1 月 15 日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水並びにばいじん等のダイオキシン類の検査を実施した。

平成 14 年度の検査結果は、次のとおりである。

### 1 調査対象

法の規制対象施設である大気基準適用施設 10 施設及び水質基準適用事業場 11 事業場について、ダイオキシン類の排出状況を調査した。

また、廃棄物処理施設 4 施設について、ばいじん等のダイオキシン類の状況を調査した。

### 2 行政検査結果

大気基準適用施設 10 施設の排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、いずれも排出基準に適合していた（表 1）。

水質基準適用事業場 11 事業場からの排水に係るダイオキシン類測定結果は、3 事業場が排出基準値を超過していたほかは、いずれも排出基準に適合していた（表 2）。

廃棄物処理施設 4 施設に係るダイオキシン類測定結果は、いずれも基準に適合していた（表 3）。

### 3 新たな排出基準への適合状況

#### （1）大気基準適用施設

大気基準適用施設には、平成 14 年 12 月 1 日から新たな排出基準が適用されている。

検査を実施した 10 施設のうち、11 月 30 日以前に試料採取を実施した 9 施設については、1 施設が 12 月 1 日から新たに適用されている排出基準値を超過していたほかは、いずれも試料採取時点で適用されていた排出基準及び新たな排出基準に適合していた。

なお、この 1 施設を設置している事業者に対しては、直ちに施設を改善させた後、自主測定を実施させたところ、その結果は、新たな排出基準に適合していた。

また、12 月 1 日以降に試料採取を実施した 1 施設は、新たな排出基準に適合していた。

#### （2）水質基準適用施設

水質基準適用事業場には、平成 15 年 1 月 15 日から新たな排出基準が適用されている。

検査を実施した 11 事業場のうち、1 月 14 日以前に採水を実施した 5 事業場については、採水時点で適用されていた排出基準及び 1 月 15 日から新たに適用されている排出基準に適合していた。

また、1月15日以降に採水を実施した6事業場については、3事業場が排出基準値を超過し、3事業場は新たな排出基準に適合していた。

#### 4 排出基準値超過事例への対応

##### (1) 事業者への指導

行政検査の結果が水質排出基準値を超過していた事業場については、所轄の県事務所が直ちに事業場への立入検査を実施し、事業者に対し、応急措置を講じさせるとともに、恒久対策の実施を指示した。(3月28日(金)公表済)

そして、恒久対策の実施については、4月8日(火)、所轄の県事務所が事業者に対し法に基づく行政処分(特定施設に係る汚水又は廃液の処理の方法の改善命令)を行った。(4月8日(火)公表済)

現在、県事務所は事業場への立入検査を行い、命令の履行状況について確認し、指導を行っている。

##### (2) 環境調査の実施

環境部水環境課は、事業場からの排水が排出される公共用水域への影響を把握するため、4月1日(火)、排出先の河川及び海域の水質のダイオキシン類濃度について環境調査を実施した。

その結果は次のとおりであり、すべての地点において環境基準値を下回っていた。(5月1日(木)公表済)

#### [ 環境調査結果 ]

(単位：pg-TEQ/L)

調査河川・海域 (調査地点)	調査項目	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)	調査年月 日
宇利川(広瀬橋)	水質	0.068	1	H15.4.1
豊川(早滝橋)	水質	0.079		
豊川(江島橋)	水質	0.07		
衣浦湾(K-3)	水質	0.095		

#### 5 今後の対応

今後とも継続して工場・事業場への立入検査を実施し、環境中へのダイオキシン類の排出削減及び排出基準を遵守するよう指導するとともに、排出状況等についての調査を実施していく。

表1 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位: ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準		備考
						H3.1.15 H4.11.30	H4.12.1	
1	春日井軽金属工業(株)	春日井市長塚町2-7	アルミニウム合金製造施設	H14.5.14	0.35	20	5	
2	尾張東部衛生組合晴丘センター	尾張旭市晴丘町東33-1	廃棄物焼却炉	H14.5.15	0.0013	80	10	
3	(有)尾張クリーンパイプ	小牧市東田中字石子1538	廃棄物焼却炉	H14.5.22	0.24	80	10	
4	アイソ・イー・ダブリュー(株)岡崎工場	岡崎市岡町字原山6番地18	廃棄物焼却炉	H14.6.18	0.0027	80	5	
5	トヨタ自動車(株)明知工場	三好町大字明知字西山1	廃棄物焼却炉	H14.6.19	0.000026	80	1	
6	豊川宝飯衛生組合	豊川市平尾町親坂50	廃棄物焼却炉	H14.10.10	0.49	80	5	
7	尾西市清掃事務所	尾西市北今字堀田10	廃棄物焼却炉	H14.10.17	1.1	80	5	
8	海部津島環境組合	弥富町大字鍋田字八穂399-3	廃棄物焼却炉	H14.10.22	0.0000095	0.1	0.1	新設施設
9	(株)トーエイ	東浦町大字藤江字亥子新田77-1	廃棄物焼却炉	H14.10.24	15	80	10	改善指導後自主測定(H14.11.22採取0.61)
10	新城広域クリーンセンター	新城市日吉字樋田56	廃棄物焼却炉	H14.12.5	0.010	5	5	

注1: ng(ナノグラム): 10億分の1g

2: TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3: 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置(着工)された施設をいう。

表2 排出水中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	排出基準	
						H13.1.15～ H15.1.14	H15.1.15 ～
1	三洋化成工業(株) 名古屋工場	東海市新宝町3-1-1	11-イ	H14.10.24	0.46	50	10
2	東レ(株)東海工場	東海市新宝町3-1	6-イ 6-ロ 6-ハ ----- 11-イ 11-ロ	H14.10.24	4.9	50	10
3	高圧ガス工業(株) 名古屋工場	大府市北崎町駒場6-6番地	2	H14.11.5	0.11	-	10 <sup>(注3)</sup>
4	(資)大日本アガ瓦斯製造所 大府工場	大府市長草町亀池1-7	2	H14.11.5	0.010	-	10 <sup>(注3)</sup>
5	中部合同アセチレン(株)	大府市横根町箕手4-1-36	2	H14.11.5	0.0090	-	10 <sup>(注3)</sup>
6	サミットアルミ(株) 新城工場	新城市有海字輸出2番19	9-イ	H15.1.21	14	20	10
7	(株)大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城市富岡字西足柿2-3番地	9-イ	H15.1.21	96	20	10
8	王子製紙(株) 春日井工場	春日井市王子町1	1	H15.2.4	0.22	10	10
9	春日井市民病院	春日井市鷹来町1-1-1	11-イ	H15.2.6	7.7	50	10
10	衣浦西部浄化センター	半田市川崎町4-1	11-イ ----- 13	H15.2.6	0.043	50	10
11	ファイザー製薬(株) 名古屋工場	知多郡武豊町5号地2	11-イ	H15.2.21	25	50	10

注1：pg(ピコグラム)：1兆分の1g

2：TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

3：ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年8月15日から排出基準が適用される。

表3 廃棄物処理施設に係るダイオキシン類測定結果

(1) 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	ばいじん、燃え殻の処理基準	備考
尾張東部衛生組合 晴丘センター	尾張旭市晴丘町東 33-1	一般廃棄物	燃え殻	H15. 1.29	0.00047	3 (H14.12.1から適用)	既設
			ばいじん	H15. 1.29	0.57		既設
大基建設(株)	知多郡東浦町大字石浜字飛山池上 51 番 1	産業廃棄物	燃え殻	H14.11.21	0.84		既設
			ばいじん	H14.11.21	0.92		既設

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位:pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	測定結果	廃棄物最終処分場の維持管理基準	環境基準
春日井市一般廃棄物内津最終処分場	春日井市内津町字南山 490-2、491-1、492	一般廃棄物	放流水	H15. 1.29	0.0013	10	
			地下水	H15. 1.29	0.069		1
中部電力(株)碧南火力発電所	碧南市港南町 2-8-2 地先公有水面外 2 筆	産業廃棄物	放流水	H14.12.20	0.00039	10	
			周辺海水	H14.12.20	0.088		1

注1 : ng (ナノグラム): 10億分の1g

2 : pg (ピコグラム): 1兆分の1g

3 : TEQ : ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。